

【資料 2】

平成 28 年熊本地震に関する緊急要請〔九州市議会議長会〕

平成 28 年 4 月 14 日以降に発生した熊本地方を震源とする地震は、マグニチュード 7.3、最大震度 7 を観測し、熊本地方を中心に、九州中部の各地に甚大な被害をもたらした。今なお、活発な地震活動が続くなど、予断を許さない状況が続いている。

熊本地震では、多数の尊い人命が奪われ、また、負傷者は広く九州内の各県にまで及び、現在も多くの住民が避難所での生活を余儀なくされている。

さらに、熊本・大分両県では、大規模な土砂災害が発生しているほか、住宅や病院、公共施設など、多くの建物が損壊した。

また、九州新幹線は復旧し、高速道路も一部を除き復旧が進んでいるものの、道路・鉄道網の完全な復旧にはほど遠い状況である。

被災地においては、全国各地からの支援が寄せられているが、避難住民が必要とする物資を調達し配給する要員等が不足しており、大変厳しい避難生活を強いられている。また、このような事態がいつまで続くのか見通しも立たない状況である。

よって、国においては、こうした被害の実態を直視し、次の事項について、既存の法制等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

1 被災者に対する支援の強化

不便な避難生活を強いられている膨大な避難住民に対する支援を強化するため、次の措置を講じること。

- (1) 避難住民が必要とする物資や、これらを調達し配給する要員の確保
- (2) 医師・看護師等の医療スタッフと医薬品の確保
- (3) 高齢者や障害者、傷病者、妊産婦、子どもなどに対する健康管理と精神的ケアの充実
- (4) 感染症予防をはじめとする生活環境・衛生対策の充実
- (5) 応急仮設住宅の早期供給
- (6) 避難者受け入れ自治体に対する十分な財政措置

2 ライフラインをはじめとする生活産業基盤の早期復旧・復興

電気・ガス・上下水道、道路・橋梁、鉄道、通信等のライフライン施設の早期復旧

及び公共土木施設、医療施設、福祉施設、文教施設、農林水産業基盤等の早期復旧・復興及び雇用対策への十分な支援を図るとともに、国による全面的な財政支援措置を講じること。

3 被災者等の生活再建等に対する支援

被災者の生活再建、農林水産業や中小企業等の経営再建のため、国による財政支援や税制金融上の特例措置を講じること。あわせて、今回の地震を被災者生活再建支援制度の対象とし、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図ること。

平成28年4月27日

九州市議会議長会